
「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正等について

日証協 平 17.3.15

本協会では、3月15日の自主規制会議において、「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正等を行った。

外国証券取引口座約款（以下「外証約款」という。）は、現在、本協会、東京証券取引所及び大阪証券取引所がそれぞれ規則に定める、一字一句変更できない「統一約款」とされている。

しかしながら、昨今、外国証券取引を含めた証券業のあり方は大きな変革を見せており、それに伴い、国内制度の改正、証券会社が取り扱う商品の多様化等に伴う実務との乖離などが指摘されているが、「統一約款」という特性上、その改正に際しては協会員全体の実情や事務負担等に一定の配慮が必要であることなどから、内容が硬直的となりがちで全ての協会員が画一的な取扱いを強いられるなど、種々の問題が生じている。

今般の改正は、外証約款について、各社の実情に合わせた創意工夫や機動的な対応を可能とすることで、ひいては顧客にとっての自由な選択、わかりやすい契約の締結、投資機会の拡大等に資するため、同約款を参考様式化することとし、投資者保護の観点から「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）（以下「4号規則」という。）の一部について、所要の改正を行うとともに、外国証券取引口座に関する約款の参考様式を新設するものである。

本規則改正は、本年4月1日から施行する。

なお、各協会員においては、今般の4号規則改正後も現行の外証約款を引き続き利用することが可能であるが、今後、各社の業務内容等の実情に合わせ適宜見直しが行われることが期待される。

本規則改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表並びに参考様式は、それぞれ以下のとおりである。

「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号) の一部改正について

平成 17 年 3 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

外国証券取引口座約款(以下「外証約款」という。)は、一字一句変更できない「統一約款」と位置付けられているが、外証約款について、各協会員が実情に合わせて創意工夫を発揮でき、かつ、機動的な変更を行うことを可能とすることで、顧客にとっての自由な選択、わかりやすい契約の締結、投資機会の拡大等に資するため、外証約款を参考様式化することとし、投資者保護の観点から「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の一部について、別紙のとおり、所要の改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

・「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)の改正

- (1) 本協会が定める統一約款としての外証約款を廃止し、新たに外証約款を参考様式として定め、投資者保護の観点から外証約款に定めるべき契約事項の規定を新設することとする。(第3条第2項及び第3項)

また、現行の外証約款において、投資者保護に資することを目的として定められた「対外証券取引に係る制度の枠組み」ともいうべき条項については、外証約款に定めるべき契約の内容の規定を新設することとする。(第3条第4項)

- (2) その他所要の整備を図る。

- ① 協会員が国内店頭取引により顧客から買い付けることのできる外国証券を保管の委託を受けたものに限るとする制限の廃止(第16条第2項)
- ② 用語の整備(第3条第5項及び第40条第1項第1号)

III. 実施の時期

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

以 上

「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正について

平成17年3月15日

（下線部分変更）

新	旧
（契約の締結） 第3条 （現行どおり） 2 協会員は、前項の規定により顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、<u>外国証券取引口座に関する約款</u>（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。 3 前項の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。<u>ただし、協会員の業務内容等（取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。）に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。</u> 1 <u>外国証券の口座処理に関する事項</u> 2 <u>売買注文の執行地及び執行方法の指示に関する事項</u> 3 <u>注文の受託、執行及び処理に関する事項</u> 4 <u>約定日及び受渡日に関する事項</u> 5 <u>外国証券の保管、名義及び返還の取扱いに関する事項</u> 6 <u>顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が選別基準に適合しなくなった場合の処理に関する事項</u> 7 <u>外国証券に関する権利の処理に関する事項</u> 8 <u>諸通知に関する事項</u> 9 <u>発行会社からの諸通知等の取扱いに関する事項</u> 10 <u>取引の執行に関する料金及び支払期日に関する事項</u> 11 <u>外貨の受払い等に関する事項</u>	（契約の締結） 第3条 協会員は、顧客又は他の協会員から外国証券の取引の注文を受ける場合には、当該顧客又は他の協会員と外国証券の取引に関する契約を締結しなければならない。 2 協会員は、前項の規定により顧客と外国証券の取引に関する契約を締結しようとするときは、<u>次の各号に掲げる場合の区分に従い、協会の定める様式により作成した第1号又は第2号に掲げる書類</u>（以下「約款」という。）を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。<u>ただし、第1号において、既に国内の証券取引所の定めるところにより「外国証券取引口座約款」に基づく口座を設定している場合には、この限りでない。</u> 1 <u>会員が顧客と外国証券の取引を開始する場合</u> <u>外国証券取引口座約款</u> 2 <u>特別会員が顧客と外国証券（外国株券及び外国新株予約権証券を除く。）の取引を開始する場合</u> <u>外国証券取引口座約款（特別会員用）</u> （新 設）

新	旧
<u>12 金銭の授受に関する事項</u> <u>13 取引残高報告書の交付に関する事項</u> <u>14 協会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項</u> <u>15 通知の効力に関する事項</u> <u>16 口座管理料に関する事項</u> <u>17 契約の解除に関する事項</u> <u>18 免責事項</u> <u>19 合意管轄に関する事項</u> <u>20 約款の変更手続きに関する事項</u> 4 <u>第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。</u> <u>1 外国証券の外国取引に関する約定日は、協会員が執行地の取引注文の成立を確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）とすること。</u> <u>2 外国証券の売買に関する受渡期日は、顧客との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とすること。</u> <u>3 協会員が顧客から保管の委託を受ける外国証券については、当該協会員名義で外国にある保管機関に寄託され、当該国の諸法令及び慣行に従って保管されること。</u> <u>4 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券が第26条又は第27条に定める選別基準に適合しなくなった場合においても、当該顧客からの買戻しの取次ぎ又は解約の取次ぎの注文に応じること。</u> <u>5 協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当該協会員が当該顧客に代わって受領し、当該顧客あてに支払うこと。</u> <u>6 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に新株引受権又は新株予約権が付与された場合には、原則として売却処分の上、当該処分代金を当該顧客に支払うこと。</u> <u>7 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券に係る株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、当該顧客の指示に従うこと。ただし、当該顧客が指示をしない場合には、議決権の行使又は異議の申立てを行わないこと。</u> <u>8 協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券について、当該顧客に対し、次に掲げる通知を行うこと。</u> <u>イ 増資、株式分割又は併合等株主又は受</u>	(新 設)

新	旧
<u>益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知</u> ロ <u>配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知</u> ハ <u>合併その他重要な株主総会議案に関する通知</u> 9 <u>協会員又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会員が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書その他の書類（法令等により顧客への送付が不要とされるものを除く。）を、当該顧客に送付すること。</u> 10 <u>協会員は、顧客から保管の委託を受けた外国証券の発行者から交付された通知書及び資料等を、当該協会員に到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供すること。ただし、当該顧客から請求を受けた場合には、当該通知書及び資料等を交付すること。</u> 11 <u>協会員と顧客との間における、外国証券の取引等に関して行う金銭の授受は、円貨又は外貨（協会員が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によること。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における協会員が定めるレートによること。</u> 12 <u>会員は、前号の換算日は、売買代金については約定日、第5号及び第6号の支払いについては、当該会員がその全額の受領を確認した日とすること。</u> 5 <u>前項第9号又は第10号の規定にかかわらず、協会員は、当該各号に掲げる書面の送付又は交付に代えて、法令等に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することを、第2項の約款に定めることができる。</u> 6 <u>協会員は、第2項の規定により顧客から口座設定の申込書の提出があった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。</u> 7 （現行どおり） （国内店頭取引の制限） 第16条 （省 略） （削 る）	（新 設） 3 <u>協会員は、前項の規定により顧客から口座設定の申込書の提出があった場合において、当該申込みを承諾したときは、その口座を設定し、当該顧客にその旨を通知するものとする。</u> 4 （省 略） （国内店頭取引の制限） 第16条 （省 略） 2 <u>協会員が国内店頭取引により顧客から買い付けることができる外国証券は、当該協会員が保管の委託を受けているものに限るものとする。</u>

新	旧
(電磁的方法による書面の交付等) 第 40 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1 第 3 条第 2 項に規定する<u>外国証券取引口座に関する約款</u> 2 ～13 (現行どおり) 2 (現行どおり) (削 る) (削 る) <u>規則第 3 条第 2 項による外国証券取引口座に関する約款の参考様式</u> (別 添) 付 則 1 この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 2 この改正規定施行の際、現に協会員が顧客に交付している改正前の第 3 条第 2 項各号に規定する外国証券取引口座約款は、改正後の同条第 2 項に規定する外国証券取引口座に関する約款とみなす。	(電磁的方法による書面の交付等) 第 40 条 (省 略) 1 第 3 条第 2 項に規定する<u>外国証券取引口座約款</u> 2 ～13 (省 略) 2 (省 略) <u>外国証券取引口座約款</u> (省 略) <u>外国証券取引口座約款 (特別会員用)</u> (省 略) (新 設)

外国証券取引口座約款

第 1 章 総 則

(約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は証券取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 申込者は、外国証券の国内証券取引所市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を外国の有価証券市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への寄託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第 2 条 申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

(遵守すべき事項)

第 3 条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の証券取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（日本証券決済株式会社その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行会社の国内の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第 2 章 外国証券の国内委託取引

(外国証券の混蔵寄託等)

第 4 条 申込者が当社に寄託する外国証券（以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。

2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合

合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。

- 3 前項により混蔵寄託される寄託証券は、当該寄託証券の発行会社の国内又は決済会社が適当と認める国の国内にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関の国内の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管します。
- 4 申込者は、第1項の寄託については、申込者が現地保管機関の国内において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（寄託証券の外国の有価証券市場等での売却又は返還）

- 第5条 申込者が寄託証券を外国の有価証券市場等において売却する場合又は寄託証券の返還を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えの後に、売却又は申込者に返還します。
- 2 申込者は、前項の返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（上場廃止の場合の措置）

- 第6条 寄託証券が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えします。
- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

（配当等の処理）

- 第7条 寄託証券に係る配当（外国投資信託受益証券の収益分配を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
- （1） 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行を通じ申込者あてに支払います。
 - （2） 株式配当（源泉徴収税（寄託証券の発行会社の国内において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
 - a 寄託証券が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合以外の場合
決済会社が寄託証券について株式配当に係る株券の振込みを指定し申込者が源泉徴

収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払います。

(4) 第2号の寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。この場合において、外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。

4 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券の発行会社の国内等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用は申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

5 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行います。

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、決済会社は、配当金

等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株引受権その他の権利の処理)

第 8 条 寄託証券に係る新株引受権その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 新株引受権が付与される場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株引受権を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株引受権を売却処分します。

b 寄託証券が当該取引所を主たる市場とするものであると当該取引所が認める場合

決済会社が新株引受権を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除く。）により割り当てられる株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1 株未満の株式については、決済会社がこれを売却処分します。

(3) 寄託証券の発行会社の株券以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1 株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分します。ただし、申込者が寄託証券の発行会社の国内

において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

(4) 前3号以外の権利が付与される場合は、当該取引所が定めるところによります。

(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第4項まで及び第6項の規定に準じて処理します。

(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券の発行会社の国内において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 申込者が、新株引受権の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第10条 寄託証券に係る株主総会の議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券の発行会社の国内等の法令により決済会社が当該寄託証券に係る株主総会の議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が発行会社に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券に関し、当該寄託証券の発行会社から交付される株主総会に関する書類及び営業報告書その他配当、新株引受権の付与等株主の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第 3 章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第 1 2 条 申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第 1 3 条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出しに係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに取引報告書等を送付します。

(受渡日等)

第 1 4 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目とします。

(外国証券の保管及び名義)

第 1 5 条 申込者が当社に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 申込者が取得した外国証券は、混蔵寄託契約により当社に寄託するものとします。
- (2) 前号により寄託された外国証券は、当社の名義で当社又は当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」という。）に寄託し、売買等の行われた国の保管機関において当該国の諸法令及び慣行に従って保管します。

- (3) 外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者としします。
- (4) 申込者が第1号の規定により寄託した外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとしします。
- (5) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとしします。
- (6) 第2号により保管される外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- (2) 外国証券に関し、新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 株式配当、株式分割、無償交付、減資又は合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、当該外国の有価証券市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売

却代金を第1号の規定に準じて処理します。

- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(諸 通 知)

第18条 当社は、寄託に係る外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

- (1) 増資、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
- (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
- (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、寄託に係る外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行会社からの諸通知等)

第19条 発行会社から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(諸 料 金 等)

第20条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、外国の有価証券市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。
- (2) 外国投資信託証券の募集及び売出しに係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

- 2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第21条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関し行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 4 章 雑 則

(取引残高報告書の交付)

第23条 申込者は、当社に寄託した外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

- 3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(届出事項)

第24条 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第25条 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第27条 申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

(契約の解除)

第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し解約の申出をしたとき
- (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき
- (4) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

2 前項の場合において、本口座に外国証券の寄託残高があるときの処理については、当社は、申込者の指示に従います。

3 第1項第1号及び第2号の場合において、前項の指示をした場合は、申込者は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力

と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

(2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

注：顧客に一方的に不利となるような免責規定とならないよう注意すること。

(準拠法及び合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

平成〇年〇月〇日現在
(協会の名称)

「外国証券取引口座約款」の参考様式化に伴う規則等の整備について（要綱） に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方について

平成 17 年 3 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、外国証券取引口座約款（以下「外証約款」という。）の参考様式化に伴う規則等の整備について、本年 2 月 9 日から 2 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

本件に関して、コメント 2 通が寄せられ、コメントの概要及びこれに対する本協会の考え方は次のとおりです。

○ 株式配当の取扱いについて

外証約款の参考様式化に伴い、現行の第 17 条第 4 号（株式配当の取扱い）は「顧客と契約すべき事項」として位置付けられることとされている。

つまり、外国証券に関する株式配当の取扱いについては、制度上のルールは存在せず、単に顧客と証券会社間の株式配当の取扱いに関する契約内容にのみ縛られるとの認識で良いか。

ご意見のとおり、外証約款の参考様式化が実現しますと、協会員が顧客から保管の委託を受けた外国証券に株式配当が行われた場合の取扱いについては、「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第 4 号）（以下「4 号規則」という。）上、協会員が顧客との間で契約すべき事項（外国証券に関する権利の処理に関する事項）として規定されますことから、当該取扱いの具体的な内容については、基本的には、各協会員の裁量により自由に外証約款に定めることができることとなります。

しかしながら、顧客が協会員に保管を委託した外国証券に対し、配当として割り当てられた株式については、金銭による配当と同様に、基本的には協会員が代理受領するものであります。

したがって、例えば、配当として割り当てられた株式が、現地の有価証券市場において売買単位未満である場合や、協会員が税法上の源泉徴収義務者として事務を行うために必要な取扱いが存在する場合など、客観的にみて、やむを得ないと考えられる場合を除いて、協会員と顧客との間の契約上は、顧客の外国証券取引口座に当該株式を割り当てることが適切な取扱いであると考えます。

○ 顧客への諸通知について

外証約款第18条（顧客への諸通知）第1項第3号について、「合併その他重要な株主総会議案に関する通知」とあるのを、「合併その他重要な株主総会議案等につき当該株主、又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼすと思われる通知」と下線部分を追加して頂きたい。或いは、「合併その他重要な株主総会議案に関する通知で協会員が当該株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼすと判断をした場合に通知します」として頂きたいと思います。

なぜなら、多数の預り銘柄すべてについて、様々なクラスアクション案件や買収案件等でテnderオファーまで含めた膨大な情報の全てを顧客に通知することが必ずしも顧客サービスにつながるとは思えませんし、顧客への最善の配慮を考えた場合、情報の重要性を鑑みて、顧客へ通知するか否かを決めて運用していく方が良いのではないかと考えるからです。

今回の外証約款の参考様式化の主旨は、各協会員が実情に合わせて創意工夫を発揮でき、かつ、機動的な変更を可能とすることで、ひいては顧客にとっての自由な選択、わかりやすい契約の締結、投資機会の拡大等に資することでありますが、一方で、現行の第18条のように、外国証券取引に固有の制度・ルールとして位置付けられる条項については、投資者保護上の観点から、その内容が、協会員が顧客との間で契約すべき内容として、引き続き4号規則上に規定されることとなります。

ご意見のありました第18条第1項第3号については、外証約款上、協会員は客観的に重要と考えられる情報を顧客に提供する必要があると考えられるため、従来どおり、「重要な株主総会議案に関する通知」とします。

以 上